第1 審査会の結論

和歌山県知事(以下「実施機関」という。)は、本件異議申立ての対象となった「 ドライブイン浄化槽水質試験結果について」及び「浄化槽設置届出書(平成9年7月22日受付分)のうち平面図」(以下これらを「本件公文書」という。)のうち「 ドライブイン浄化槽水質試験結果について」は、以下の部分を除き開示すべきである。

- (1) 「伺い文(鑑)」うち個人宅に係る部分
- (2) 「別紙 ドライブイン浄化槽水質検査結果」及び浄化槽指導書の受領書に添付されている「 ドライブイン浄化槽水質検査結果」のうち個人宅に係る部分及び立会者の知人の氏名の部分また、本件公文書のうち「浄化槽設置届出書(平成9年7月22日受付分)のうち平面図」については、異議申立人が、開示を請求している公文書ではないものであり、当該開示請求を求められていない公文書について非開示決定を行った実施機関の処分は無意味なものであり、当審査会は当該非開示決定の当否については答申しない。

第2 異議申立てに至る経過

1 異議申立人は、和歌山県公文書の開示に関する条例(平成5年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、実施機関に対し 平成9年9月29日に、本件ドライブインに関する次の内容の公文書につい て開示請求を行った。

(1) 公文書の内容

本件ドライブインのトイレ施設に関する是正指導の一件。施設内トイレ設備の全容、並びに、平成9年6月までの定期検査内容及び保健所が行った指導に関する記録、さらに、平成8年6月から8月に行った水質検査記録、特に大腸菌群検査。

2 実施機関は、1の公文書開示請求に対して本件公文書を特定し、非開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、開示しない理由を次のように記載して、平成9年11月12日付けで異議申立人に通知した。

(1) 開示しない理由

- ア 条例第9条第2号該当。立会人の氏名並びに個人宅の水質検査 結果及び平面図については個人情報に該当するため。
- イ 条例第9条第3号該当。事業を営む個人の社会的な地位その他 正当な利益が損なわれると認められるため。
- ウ 条例第9条第8号該当。浄化槽の指導事務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるため。
- 3 異議申立人は、平成10年1月13日に行政不服審査法(昭和37年法律 第160号)第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し 異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、「 ドライブイン浄化槽水質 試験結果について」(以下「浄化槽水質試験結果」という。)の非開示決定 についてはこれを取り消すとの決定を求め、「浄化槽設置届出書(平成9年7月22日受付分)のうち平面図」(以下「届出平面図」という。)についてはその非開示決定処分の取消しを求めるのではなく、当該平面図を特定した処分を取り消し、開示請求の趣旨に合った公文書の特定をするか、又はその公文書が存在しない場合はその不存在を通知することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書並びに審査会における意見及び説明の 陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 「浄化槽水質試験結果」の非開示事項の該当性について
 - ア 条例第9条第2号該当性について 開示請求した文書は、本件ドライブインの事業用トイレ施設につ

いての文書であり、これは「個人に関する情報」から除外され「事業を営む個人の当該事業に関する情報(条例第9条第2号本文括弧書き)」に該当し、条例第9条第2号には該当しない。

また、立会人の知人の氏名及び個人宅の水質検査結果については、 開示を請求していない。事業用トイレ設備についての公文書開示請 求に対し、個人宅まで含めて非開示判断をすることは不適当である。 イ 条例第9条第3号該当性について

(ア) 異議申立人が調査したところ、多数の観光客がトイレ休憩をする本件ドライブインのトイレが適切に管理されていないために、病原性大腸菌を含む疑いのある大腸菌群が当該ドライブインの100人槽の合併浄化槽が設置される以前の浄化槽から放流水として飲料水の水源である河川に放出されていた。そこで、水道事業者の 町が塩素消毒を強化したり、町教育委員会が遊泳禁止措置をとったり、地元の複数の子供会が保健所長に当該トイレの使用禁止を要請した。

このような状況は、違法な事業活動によって人の生命・身体・健康に対する侵害や危害が生じ、生ずるおそれがある状況に他ならない。これは、条例第9条第3号ただし書のア、イ及びウのいずれにもあてはまり、条例第9条第3号には該当しない。

- (イ) 事業を営む個人の社会的地位その他正当な利益が損なわれると認められることを理由に非開示としているが、本件情報を開示すれば、当該ドライブインの経営者の社会的地位その他正当な利益が損なわれるということは、「当該情報の内容は明らかに悪い、だから隠すのだ。」ということになる。したがって、実施機関はそのような不法行為を行っている者を庇っていると県民に思われても仕方がないのであって、これは理由にならない非開示理由である。
- ウ 条例第9条第8号該当性について
 - (ア) 事務事業に関する情報とは、監査、検査、取締り、試験等

の実施内容についての情報をいい、事前に情報が公開されるとその事務事業本来の行政目的を実現できないもののことである。また、その事務の性格上、秘密裡に実施されるべきもので、非開示とすることが広く公益に合致するもののことである。開示請求した文書は、このような非開示とすべき、純然たる事務事業に関する情報ではない。

また、開示請求した文書は、公害ともいうべき水質汚染を発生させ、地域住民に不安と迷惑を与えた事業者に対する検査結果や指導経過についての文書である。このような人の生命・身体・健康に対する侵害や危害が生じ、生ずるおそれがある状況のもとでは、事務事業に関する情報であったとしても非開示とすべき情報の範囲は狭く限定的に解釈すべきである。

したがって、本件文書は条例第9条第8号には該当しない。 (イ) 違法状態(必要な規模の浄化槽が設置されていない状態) の是正は、「相手方の『任意』の協力によってのみ実現され る」ものでないことは明らかである。

相手方に違法状態を告知し、様々な強制措置を講じてでも、 違法状態の解消を図るべきものである。したがって、違法状 態の是正指導は純然たる行政指導ではなく、法規に基づく指 導である。また、相手方が改善を行うことは当然法律上の義 務であり、そこに、行政への不信感云々を議論する余地はな い。

したがって、本件は条例第9条第8号には該当しない。

- (ウ) 本件のような公害事案においては、地域住民の生命・身体・健康を守るためにも実施機関は積極的に開示を行い、行政と地域住民との協力関係や信頼関係を基礎として違法状態の是正に努めるべきである。
- (エ) 浄化槽の指導事務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあることを理由に非開示としているが、浄化槽法に基づく適正

な管理をしていなければ同法に基づく使用停止命令を出せる ものであり、法律に基づく対応をすればいいのである。不法 行為をしている人を行政が怒らせてはいけないとしてその人 に媚びるような態度の中で、その行政指導について開示でき ないという理由を出すのはおかしい。したがって、このよう な理由は一切認められない。

(2) 「届出平面図」を開示請求した公文書と特定したことについて 平成9年9月29日付けで実施機関に対して行った公文書開示請求 のうち「施設内トイレ設備の全容」と記載して開示を求めた公文書は、本件ドライブインの現在の100人槽の合併浄化槽のトイレ設備に関する公文書ではなく、100人槽の合併浄化槽が設置される以前のトイレ設備に関する公文書である。すなわち、「届出平面図」(現在の100人槽の合併浄化槽の設置届出書に添付されている平面図)を非開示にした決定の取消しを求めているのではない。当該平面図を特定したことが誤っており請求に係る適切な公文書「現在の100人槽の合併浄化槽が設置される以前のトイレ設備に関する公文書」について開示請求された公文書として特定することを求めているのである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が非開示決定通知書及び異議申立てに対する非開示処分の理由説明書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- 1 「浄化槽水質試験結果」の非開示事項の該当性について
 - (1) 条例第9条第2号該当性について
 - ア 「浄化槽水質試験結果」は、保健所職員が浄化槽法(昭和58年 法律第43号)第53条第2項の規定に基づき、ドライブインと個 人宅の2基の浄化槽について浄化槽管理者等の立会いの下に採水し、 実施した放流水質検査結果を両浄化槽の浄化槽管理者に通知したこ

とについての公文書である。当該公文書に記載されている個人宅の 水質試験結果に関するもの及び立会人の氏名の部分は、個人に関す る情報であって特定の個人が識別され又は識別され得る情報であり 条例第9条第2号に該当する情報である。

- イ また、アに述べた個人に関する情報は、条例第9条第2号ただし書の規定による法令等に基づき何人でも閲覧することができる情報 (同号ア)、公表を目的として実施機関が作成、又は取得した情報 (同号イ)及び法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実 施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの(同号ウ)のいずれにも該当しないものである。
- ウ なお、当該個人宅の水質試験結果に関するもの及び立会人の氏名 は、当該公文書と一体となっているものであり、当該公文書を条例 第9条第2号に該当する情報としたものである。

(2) 条例第9条第3号該当性について

ア 「浄化槽水質試験結果」に記載されているドライブインの水質試験結果に関するものについては、事業を営む個人のその事業活動の内情を知り得る情報であることから、開示することによりこれらの事業者の事業活動に対し、競争上の不利益を与えることがあると認められる。

なお、公害行政においては、環境基準に関する水質検査結果等に ついては常に公表しているものであるが、排出基準に関する水質検 査結果等(個々の工場等の排水についての水質検査結果等)につい ては公表しないのが原則である。

また、かつて個々の工場等について公害防止協定等により、排水の測定結果が社会的制裁として公表されてきた経緯がある。すなわち、本件ドライブインの浄化槽の排水についても、個々の排水としての排出基準での話であり、それが公共用水域へ排水された時点での水質基準である環境基準とは、区別して考える必要がある。当該水質検査結果を公表するということは、当該事業所に社会的制裁を

与えることになりかねない。そして、このような制裁を与えること は事業活動を妨げることになると考える。

イ また、本件ドライブインの事業活動について条例第9条第3号ただし書を適用する状況とは認められない。すなわち、大腸菌については、本件浄化槽の放流水の大腸菌群の検査は行っていないが、本件浄化槽水質検査結果では残留塩素が検出されており、大腸菌はないと推定された。また、別途本件ドライブインの下流の河川4箇所において糞便性大腸菌について水質検査を行い、海水浴場の基準に基づき分析したところ1ミリリットル当たり90個以下(海水浴場の基準では1ミリリットル当たり100個以下でなければならないとされている。)という検査結果であった。

したがって、当該公文書は、条例第9条第3号ア、イ及びウの規 定により開示することが必要であると認められる情報には該当しな い。

- ウ なお、これら本件浄化槽水質検査等は、本件ドライブインに10 0人槽の合併浄化槽が設置される以前のトイレ設備の浄化槽につい てのものである。
- (3) 条例第9条第8号該当性について
 - ア (1)のアに述べたとおり、「浄化槽水質試験結果」は、浄化槽法第53条第2項の規定に基づく浄化槽の水質検査の結果通知であり、その通知はその検査結果の解説のような位置づけの「浄化槽指導書」により行われている。当該指導書は、法的には浄化槽法第12条第1項の規定に基づく浄化槽保守点検及び浄化槽の清掃についての助言とも言えるものであり、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第6号に規定する行政指導であり、なんらの処分性も有しないものである。すなわち、行政手続法第32条で「行政指導は、あくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現される。」旨規定されているとおり、当該行政指導は助言を行う県とそれを聞く住民との協力関係及び信頼関係を基礎にして成立しているものであり、このような助言に過ぎないものをその内容が記載された公文書を開

示することによって、当事者以外の第三者に対しても明らかにする ことは当該助言(行政指導)に係る関係当事者間の協力関係及び信 頼関係を損なうことは明らかである。

イ また、本件ドライブインの浄化槽に関しては、以前から全館について水洗化を進め、施設の規模に応じた容量の合併浄化槽を設置するのが望ましい旨の指導を本件ドライブインの浄化槽設置者に対して行っていた。しかし、全てのトイレ施設を合併浄化槽にするためには200人槽程度の規模の合併浄化槽が必要となり、設置費用も高額となることから、まず、実施機関としては100人槽規模の合併浄化槽と汲み取り式という形態使用の形を認め、本件ドライブインの浄化槽の現状からの第一段階としての改善を図ったものである。これらは、本件の「浄化槽指導書」も含め、すべて行政指導として、本件ドライブインの浄化槽設置者等の任意の協力によって実現しようとしたものである。

さらに、本件ドライブインの全館の水洗化については、最終的に200人槽程度の規模の合併浄化槽を設置することが今後のより望ましい課題として残っており、そのための今後の浄化槽設置に関するより適正化を図る助言等の行政指導には、引き続き本件ドライブインの浄化槽設置者等との協力関係及び信頼関係が必要不可欠である。

そして、これらの助言等の行政指導は、これを行う県とそれを受ける住民との当事者間で、当事者以外の第三者に開示されないことを前提としてその協力関係及び信頼関係が保たれているものと位置づけるのが正当である。

ウ したがって、本件「浄化槽水質試験結果」は、すべて本件ドライ ブインの浄化槽に関する一連の適正化のための行政指導の一部であ り、これらの情報が開示されると当該行政指導に従い改善しようと する者が行政に対して不信感を抱くこととなり、その結果、浄化槽 設置者等の協力を期待できなくなり今後行政指導の目的に添った成 果が得られなくなる可能性を生じさせる情報である。 さらに、このような当事者間の協力関係及び信頼関係によっての み実現しようとする助言等の行政指導が、常に当事者以外の第三者 にも開示されることが一般に知られることとなると、将来のこのよ うな助言等の行政指導を円滑に行うことができなくなり、又は行政 指導を行っても本来の行政指導を受けた者の任意の積極的な協力を 期待できなくなる状況を生じさせるものである。そして、このこと は、県民が期待する適正な行政指導の執行に著しい支障を生じさせ るものである。

- 2 「届出平面図」を開示請求した公文書と特定したことについて
 - (1) 平成9年10月1日に保健所において異議申立人に対し開示請求を 行っている公文書の内容について意見聴取したところ、「トイレの図 面を見せて欲しい。保健所にある図面であればどのような図面でもよ い。」ということであったので本件平面図を特定した。

この時には、異議申立人が求めている図面が本件浄化槽設置届出書に係るトイレ施設の図面であるのか、本件届出以前の浄化槽に係るトイレ施設の図面であるのかという点については特に確認は行わなかった。

本件届出以前の浄化槽の設置届けについては、実施機関に届出がなされておらず、本件届出書に係るトイレ施設に関する図面しか本件ドライブインに関しては存在していなかったので、当該トイレ施設に関する図面のうちトイレの位置等が分かる本件平面図を特定したものである。

(2) 本件届出以前の浄化槽に係るトイレ施設に関する公文書については、 本件異議申立てがなされた後の平成10年1月13日付けで異議申立 人から別途「平成8年当時の本件ドライブインの事業用浄化槽の構造 ・能力等の分かる書類及び設置届」として公文書開示請求がなされて おり、これに対して既に平成10年1月27日付けで当該公文書の不 存在を理由に不受理通知を行っている。それに対する異議申立て等も ない。

したがって、本件異議申立てに係る公文書の開示請求は、本件浄化

槽設置届出書に係るトイレ施設に関する図面であるとするのが妥当で あると考えている。

なお、当該不受理通知書は郵送しており、その書面の中では本件届 出以前の浄化槽に係るトイレ施設について浄化槽設置届出書が提出さ れていないためにそれに係る公文書が不存在である等の特別な補足説 明は行っていない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書の非開示決定の当否等につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 「浄化槽水質試験結果」の非開示事項の該当性について

(1) 公文書の構成

「浄化槽水質試験結果」は、本件ドライブインの浄化槽及び本件個人宅の浄化槽についての指導書を浄化槽管理者あてに交付することについての伺書並びにその浄化槽管理者から提出された当該浄化槽指導書の受領書から成っている。なお、当該伺書には「伺い文(鑑)」に「別紙 ドライブイン浄化槽水質検査結果」(以下「別紙 浄化槽水質検査結果」という。)と「浄化槽指導書(案)」が添付されている。また、当該受領書には「浄化槽指導書の写に浄化槽管理者が署名・押印して指摘を受けた旨を明らかにした書面」に「ドライブイン浄化槽水質検査結果」(以下「浄化槽水質検査結果」という。)が添付されている。

(2) 条例第9条第2号該当性について

- ア 条例第9条第2号は、個人の尊厳にかかわる基本的人権の尊重の 立場から、公文書開示制度の下においても個人のプライバシーに関 する情報が最大限に保護されるよう配慮すべきであることから、個 人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得 るものについては原則として開示しないとする旨規定している。
- イ ところで、当該公文書に記載されている個人宅の水質試験結果 に関するもの及び立会人の知人の氏名の部分は、そもそも、異議申

立人において開示を請求していないのであって、したがって、この 部分については、当審査会として条例第9条第2号の該当性の当否 につき答申する必要がないものである。

ウ なお、立会人のうち浄化槽管理者の氏名については、当該ドライ ブインの浄化槽管理者としての業務の情報であり、条例第9条第2 号の個人情報には該当しないものと判断する。

(3) 条例第9条第3号該当性について

- ア 条例第9条第3号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を 営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより当 該事業を営む個人等の正当な利益が損なわれると認められるものに ついては、原則として開示しないこととする旨規定している。
- イ 当該公文書に記載されているドライブインの水質試験結果に関するものについては、まず、「伺い文(鑑)」中に本件ドライブインの浄化槽の管理状況等に関する記載がある。この記載は、本件ドライブインの業務実施内容の一部を示すものではあるが、浄化槽衛生に係わるもので、浄化槽の消毒剤の補充、清掃の状況等を記載した通常一般的なものであり、これが開示されたからといって当該事業者の事業運営上の地位、その他正当な利益を損ない、その事業活動に対し競争上の不利益を与えるとは言い得ないものである。
- ウ 次に、「別紙 浄化槽水質検査結果」及び浄化槽指導書の受領書に添付された「浄化槽水質検査結果」中に、本件水質検査についての採水日時、検査担当者名、採水方法、検査方法等の説明記載とともに、本件ドライブインの浄化槽の水質検査結果についての検査項目ごとの数値記載がある。

これらの記載のうち、検査方法等の説明記載については、本件ド ライブインの事業に関する情報でないことは明らかである。

また、これらの記載のうち、検査結果についての数値記載についても、これが本件ドライブインの当該事業活動を行う上で、一般に 秘匿すべき内部管理情報等とは言い得ないし、たとえこれを本件ドライブインの事業に関連する情報としてとらえるとしても、当該情

報は、付近住民の生活上の不安を除去する上で必要な情報であり、 かつその開示自体により、当該事業を営む個人の競争上又は事業運 営上の地位、社会的地位その他正当な利益が損なわれるものとは言 い得ない。

なお、実施機関は、その開示によって公表による社会的制裁の効果が生じると主張するが、浄化槽法にはそのような公表の特別な社会的効果を目的とする公表の規定がないばかりでなく、実施機関の主張は、特別な行政目的をもってなされる公表と条例に基づく公文書の開示を同様の趣旨、目的のものと解する主張であり、到底認められないものである。

- エ 次に、「浄化槽指導書(案)」及び「浄化槽指導書の受領書」は、 当該水質検査の結果、検査機関が浄化槽管理者に対して行った浄化 槽の管理等の指導に係るものであって、これが本件ドライブインの 当該事業活動に直接関連する一般に秘匿すべき内部管理情報等とは 言い得ないし、その内容を検討してもその開示自体により事業活動 上の正当な利益が損なわれるものとは言い得ない。
- オ このように、当該公文書に記載されている本件ドライブインの水 質試験結果に関するものは、いずれも、条例第9条第3号に規定す る非開示情報には該当しないものと判断する。

(4) 条例第9条第8号該当性について

- ア 条例第9条第8号は、県の機関等が行う検査、許可、交渉等の事務事業に関する情報であって、開示することにより当該事務事業の目的が損なわれると認められるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるおそれがあると認められるもの、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるものについては開示しないこととする旨規定している。
- イ 当該公文書は、浄化槽法第53条第2項の規定に基づく浄化槽の 水質検査の結果通知に係る文書であり、またその検査結果について

浄化槽法第12条第1項の規定に基づく浄化槽の管理等の指導を行ったことに係る文書であり、県の機関が行う事務事業に関する情報に属することは明らかである。

- ウ まず、当該公文書のうち「伺い文(鑑)」についてであるが、当該「伺い文(鑑)」には、検査を実施したこと及び指導書を交付することを記載し、併せて(3)のイに述べた浄化槽衛生に係わる通常一般的なものを記載しているのみであり、当該「伺い文(鑑)」が開示されこれらの事項が一般に明らかになっても、それにより、実施機関のこの事務事業の目的が損なわれたり、関係当事者との協力関係や信頼関係が損なわれ、この事務事業や将来の同種の事務事業の公正で円滑な執行に支障が生じるおそれがあるとは、到底言い得ない。
- エ 次に当該公文書のうち、「別紙 浄化槽水質検査結果」及び浄化槽指導書の受領書に添付された「浄化槽水質検査結果」についてであるが、本件浄化槽水質検査は、浄化槽法第53条第2項の規定に基づき立入検査を実施し、浄化槽について採水検査したものである。すなわち当該浄化槽水質検査の結果の情報は、任意提出に係る資料に基づくものではないと言うべきものであり、当該立入検査を拒否した場合には、同法第62条第11号に該当する者として刑事罰が予定されているものである。したがって、本件事務事業である立入検査については、相手方との信頼関係又は協力関係なくしては、浄化槽のある場所に立ち入り、その浄化槽について採水検査をなし得ない類のものではない。

また、本件浄化槽水質検査の検査項目は、「浄化槽法第7条及び 第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必 要な事項について(昭和60年6月25日付け衛環第135号厚生 省生活衛生局水道環境部長通知)」に定められたものであり、採水 方法及び検査方法についても「浄化槽法第7条及び第11条に基づ く浄化槽の水質に関する検査の検査方法、検査表及び検査結果の判 定等について(昭和61年3月4日付け衛環第41号厚生省生活衛 生局水道環境部整備課長通知)」に定められたところによる一般的なものである。したがって、本件浄化槽水質検査の結果を開示することによってその検査項目や検査方法が明らかとなり、本件浄化槽水質検査や将来を含む同種の事務事業の目的が損なわれたり、これらの事務事業の公正で円滑な執行に支障を生じさせるといった類のものでもない。

オ 次に当該公文書のうち、「浄化槽指導書(案)」及び「浄化槽指導書の受領書」であるが、ウ及び工でも述べた事由に加え、当該浄化槽指導書の記載内容を検討しても、その指導内容は、具体性、明確性を持つものではなく、本件指導書を開示することによって、将来、当該浄化槽管理者等が実施機関の行政指導を受け容れなくなったり、あるいは指導を行ってきた行政目的が達成し得なくなるとは一般的には、到底考えられない。

さらに、本件浄化槽を経て放流される水質について下流住民が深く関心を寄せ、また水質汚染について多くの住民が不安を抱いている可能性がある場合については、むしろ実施機関としては本件浄化槽の水質に関心を抱き、必要な行政指導も行っていることを知らせることも大切であって、前述の浄化槽水質検査の結果とともに本件指導書を開示して一般住民の不安の除去に資することが、本件についてはより望まれると考える。

- カ なお、実施機関は、本件ドライブインの浄化槽に関して以前から 全館について水洗化を進め、施設の規模に応じた容量の合併浄化槽 を設置するのが望ましい旨の指導を行っていたとし、本件公文書が 開示される場合、信頼関係を失い、将来その行政指導を行うことが 困難になる旨主張するが、実施機関の主張する合併浄化槽設置に関する指導実現の見通しが明らかでないのみならず、本件公文書が開示されることにより、なぜ実施機関主張の行政指導の実現が困難に なるのか、具体的かつ合理的に認められる理由は疎明されていない。 したがって、この点に関する実施機関の主張も採用できない。
- キ ところで、当該公文書のうち「別紙 浄化槽水質検査結果」及び

浄化槽指導書の受領書に添付された「浄化槽水質検査結果」中立会者の知人の氏名の部分については、(2)のウに述べたように異議申立人が開示を請求していないものであり、当該部分については、 条例第9条第8号の該当性の当否につき意見を答申する必要がないものである。

- ク このように当該公文書については、キに述べた「別紙 浄化槽水 質検査結果」及び浄化槽指導書の受領書に添付された「浄化槽水質 検査結果」中、立会者の知人の氏名を除き、条例第9条第8号に規 定する非開示情報には該当しないものと判断する。
- 2 「届出平面図」を開示請求した公文書と特定したことについて
 - (1) 当審査会が異議申立人の意見聴取を行い、併せて文書による回答により確認したところ第3の2の(2)に記載したとおり、本件異議申立てに係る開示請求のうち「施設内トイレ設備の全容」と記載して開示を求めた公文書というのは、実施機関が特定している「届出平面図」ではなく、当該届出書に係る浄化槽設置以前のトイレ施設に関する平面図等の文書であることが判明した。
 - (2) 実施機関は、第4の2に記載したとおり、本件平面図を特定した経過等を説明し、「届出平面図」を開示請求された公文書として特定したことが妥当である旨主張しているが、その当否にかかわらず、「届出平面図」が異議申立人が開示を求めている公文書ではないのであるから、その異議申立人が開示を求めていない公文書について、その特定方法の適否や条例第9条の非開示条項該当性を判断することは相当でなく、審査会として意見を答申すべきではないと判断する。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成10年 1月27日	諮問
平成10年 3月 3日	実施機関から理由説明書受理
平成10年 5月11日	異議申立人から意見書を受理
平成10年 6月23日 (第31回審査会)	審議
平成10年 7月7日 (第32回審査会)	異議申立人から意見及び説明の聴取
平成10年 7月21日 (第33回審査会)	実施機関から意見及び説明の聴取
平成10年 8月 4日 (第34回審査会)	審議
平成10年 8月26日 (第35回審査会)	審議
平成10年 9月22日 (第37回審査会)	審議
平成10年10月 9日 (第38回審査会)	審議

平成10年10月20日 (第39回審査会)	審議
平成10年11月10日 (第40回審査会)	審議